分野:1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

		担				まちづくり部			
施策番号	1 – 1	施策名	観光の振興		主担当課	観光まちづくり課			
関連組織	商工振興課、都市計画課								
分類		施策	にかかる社会潮流		関連資料	名(法律、条例、計画等)			
国の動向	訪日外国人旅行者の受入環境整備や広域観光周遊ルート等地方への旅行促進が盛り込まれた「2020年オリンピッグラム2015ク・パラリンピック」を見据えた観光振興への取組を推進している。								
	外国人ビジ を行っている		り込むため、積極的	に MICE の誘致	観光ビジョン実現プログラム 2018				
県の動向	広域連携を 促進を図っ 奈良県ビシ	を通じた、奈 ている。 ジターズビュ	良市だけに留まらな ローを設立し、イニングでである。						
			定を締結し、協働で を図っている。	プロジェクトを実	県と市町村 協定	とのまちづくりに関する連携			
市の動向						ばブランド認定推進委員会 26年12月25日)			
	いく広域観	光連携を実			桜井市観光 月)	基本計画(平成 24 年 3			
	性とニーズの	の分析検証	込むため、インバウン 、桜井市を中心とし インバウンド向け観光						
	平成 30 年 5 月に長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本 計画、平成 30 年 10 月に桜井駅周辺地区まちづくり基本 計画を策定した。								
	平成 29 年 り基本計画 協定を締結	神社参道周辺地区まちづ 面(平成 29 年 4 月策							
				及び増設を促進するための必要な 桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関 はり、ホテル事業者の誘致を推進す する条例(平成 29 年 4 月 1 日)					
現状	 東京フォーラムや記紀万葉プロジェクト等により桜井市の情報発信を行っている。 誘客に向けた旅行商品づくりや観光関連団体向けの研修会を開催するなど観光客へのサービス向上を行っている。 行政、地元、長谷寺などで構成された長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会や行政、桜井まちづくり株式会社、地元、地元関係団体などで構成された桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議があり個別事業の検討を行っている。 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めて行くにあたり、実際に事業を行うための 								
	課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」の設立を行い、各種事業を進めている。 ● 桜井駅前の市有地にホテルの誘致を行った。								
課題	●「観光情報の発信」「飲食・土産に関する施設」に対する満足度が低い。● 市内には多くの銘産品・特産品が存在しているが、地域資源として活かしきれていない。● 観光関連団体間の連携不足、外国人旅行者に対する受け入れ環境の改善が必要である。								

- 長谷寺参道の安全性の確保と通過交通の排除が課題である。
- 空き家、空き店舗が増加し、地域の賑わいが失われている。
- 大神神社参道周辺地区の賑わい作りの核として、参道沿いの商業施設誘致を計画しており、事業 手法としては民間の資金、活力を活用し、官民が一体となって当事業の実現に向けた検討を進める ことになったため、まちづくり会社等の立ち上げの検討を行っていく必要がある。

市民生活 の目標像

市民が桜井市の歴史や食や文化を深く理解し、その魅力を発信することで、来訪者は市内をめぐりながら地域との交流のなかで観光を楽しんでいる

取組方針

- 周辺市町村との連携により、テーマ性をもった魅力的な広域周遊ルートを形成し、県外の方や外国 人観光客の誘客を図るとともに、特に中南和地域での周遊促進に向けた観光ルート形成に努め る。
- 市への郷土愛の醸成を図るため、本市の誇れる文化資源や歴史資産はもちろん、市の魅力や新たな価値を市民に対して積極的な啓発に努める。
- 国内外から多くの観光客の来訪の促進や滞在期間の長期化を目指すため、観光客のニーズに沿った当市ならではの高品質な体験や価値を提供し、更に観光客の満足度を上げるために、本市を訪れる人に快適な滞在を楽しんでいただけるよう、受入体制の整備に努める。
- ターゲットの絞り込みを行った上で、ツアー造成や効果的なプロモーション活動を通じて、当市を訪れる外国人観光客の増加を図り、外国人観光客の観光需要を顕在化させることで、受入環境整備等民間を中心とした投資の促しを図る。
- 長谷寺参道において交通マネジメントの検討を行い、社会実験を通して課題解決を図る。
- 桜井まちづくり株式会社と連携し、空き家の利活用による地域の賑わいを再生する。
- 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行う為、まちづくり会社の立ち上げを目指し、さらに来訪者を 三輪のまちなかへも誘客するような仕掛けづくりを検討する。
- 市内でのホテル又は旅館の新設及び増設について奨励金の交付を行う。

分野:1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部 まちづくり部			
施策番号	1-2 施策名 農林業の振興		主担当課	農材	大課		
関連組織	商工振興課、農業委員	員会事務局					
分類	施策に	かかる社会	関連資料	料名 ((法律、条例、計画等)		
国の動向	供給をつなぐ付加価 ェーン)の構築などの 構を通じた農地の集 組や、経営所得安定 などの生産現場の強	E間で倍増 要フロンのかいでは、のかれている。 では、いいでは、のかれたが、のでは、のかれたができます。 では、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、いいでは、い	させることを目指し、イア)の拡大②需要とこめの連鎖(バリューチト③農地中間管理機・生産コストの削減の取らの生産調整の見直し齢化が進む農村を、構代に継承するための農	(平成 25 年 11 月 2	年 12 7 日改	成の活力創造プラン 月 10 日決定・平成 30 対訂) 成の活力創造本部	
	揮に資することを目的 れ、市と森林所有者の た。	とした森林 かとは、森 いては、森 年度より譲 育成・担い	型の責務が明確化され 林経営管理制度の導 与が開始され、使途に い手の確保、木材利用	行) 森林環境科	社及び	: (平成31年4月1日施 森林環境授与税に関す 年3月29日公布)	
	SDGs をきっかけに、多 ルギーや生物多様性を ながる取組が始まること	をテーマに、					
県の動向	県内の農地を有効に 図るために設定する特 し、農地集積を進める。	定農業振		奈良県特定	農業	振興ゾーンに関する規則	
市の動向	策事業を推進し、農作 森林経営管理法によ 市森林経営管理基本	の集積の推対策協議 対策協議 物被害の る市の責務 計画を策算	護に努める。 会による、有害鳥獣対 低減に努める。 務を実施するため桜井 まする。	年 10 月 10 令和 2 年 1	0 日記	管理基本計画(令和元 †画策定業務委託契約・ 1 日完了予定)	
現状	 新規就農者への支援や、担い手への農地集積を進めている。耕作放棄地については、農業委員会や桜井市地域農業再生協議会と連携しながら、農地の再生に努めている。 猟友会桜井支部と連携しながら、中山間地域を中心に、イノシシやシカ等有害野生獣の捕獲に努め、営農意欲の低減を防ぎ、同時に市街地への被害拡大を防止している。 森林環境譲与税を活用し、森林の管理に努めている。 						
課題	● 株体県現議与祝を活用し、株林の官達に劣めている。● 現在も、野生鳥獣による農林業被害は続いており、また、これまで防除事業を実施してきた中山間地区以外の平野部の圃場にまで被害が発生しており、さらに市街地では野生鳥獣による人的被害まで懸念される状況にある。						

	● 農業経営の安定化には、高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に対し、農業の効率化・ 高収益化を図り、魅力ある農業の確立が必要であり、新たな担い手農家の育成が緊急の課題であ る。
	● 林業については、森林経営管理法に基づき、施業ができない森林所有者に代わり、市が森林経営 管理を行うこととなる。そのための基本計画策定、情報集積、意向調査の実施、所有者不明の山 林調査や境界確定等が喫緊の課題である。
市民生活の 目標像	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている
取組方針	● 農業については、国・県の施策、各種団体等と連携し、農業経営の安定化による後継者・新規就 農者の育成、2次・3次産業との連携による、地域内外需要の安定確保と農産物の高付加価値化 を促す。
	● 林業については、森林経営管理法に基づき、桜井市森林経営管理基本計画を策定し、森林所有者による林業経営の管理、治水機能をもった災害に強い山林の整備に向け間伐・保育を促す。また、市内の小中学校の施設や机など地元産木材の利用を促すとともに、SDGs に即した 2 次・3 次産業等と連携した新たな 6 次産業化産品の創造を促進する。

分野: 1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部	まちづくり部		
施策番号	1-3 施策名 工業の振興			主担当課	商工振興課		
関連組織	観光まちづくり課						
分類		施策	にかかる社会潮流	関連資料	4名(法律、条例、計画等)		
国の動向	版総合戦	戦略に基づく	ブき、地方公共団体における地方 先導的な取組を支援するため、地 を交付している。		(平成 17 年法律第 24 号)		
			事業者等が、設備投資を通じて労 図るための計画を支援している。	生産性向上月6日)	生産性向上特別措置法(平成 30 年 6 月 6 日)		
県の動向	め、県の対立地を仮	責務を明らた と進するため	Eめの施策について、基本理念を定かにするとともに、県内における企業 の施策を講ずることにより、県経済 の加まに資する。	(平成 29: 奈良県企業	奈良県地域未来投資促進基本計画 (平成29年9月29日) 奈良県企業立地促進条例 (平成20年4月1日)		
市の動向	桜井市の特産品「三輪素麺」の普及、促進を目的とする条例を平成29年7月7日に施行し、三輪素麺の普及の促進に関する条例を平成29年7月7日施行)、三輪素麺の 条例(平成29年7月7日施行) 条例(平成29年7月7日施行) 条例(平成29年7月7日施行) 条例(平成29年7月7日施行) 年産性向上打り出ると同時に、食べる習慣を広め、伝統文化の理解と地域経済の活性化に取り組んでいる。 生産性向上特別措置法に沿って、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る事業を支						
	援している。 市内の工場等の立地を促進するための必要な奨励措						
現状	 ● 地場産業の振興と安定のため関係団体に対して補助金を交付しており、特に三輪素麺については、国や県の交付金等を活用し、地域資源である三輪素麺を用いて桜井市の魅力の発信、地域の振興を図るため、三輪素麺の PR イベントを開催。また、のぼり旗・ポスターを作成し、啓発活動を行っている。 ● 桜井市にある桜井らしい個性と魅力を持った様々な素晴らしい産品(資源)を認定することにより地域ブランド化し、地域経済の活性化を図るために、ふるさと納税の返礼品への登録等の商品 PR及び桜井市の知名度の向上に向けた取組を行っている。 ● 中小企業の生産性向上の実現のため、先端設備等導入促進基本計画の認定を受けた中小企業者に対し、償却資産に係る固定資産税の特例措置などの支援を講じている。 ● 事業用地等登録制度を策定し、市内への工場等の用に供するため、売却・賃貸を予定している 						
課題	 事業用地等登録制度を素定し、市内への工場等の用に供するため、売却・賃貸を予定している土地等の情報を登録し、本市に立地を希望する企業等に情報提供を行う体制を整えている。 桜井市の特産品として、三輪素麺は一定のブランド力はあるが、職人の高齢化と後継者不足により生産者が減少していることに加え、販売量最多の競合他ブランドとしのぎを削る必要がある。その一方で、市内にある多くの地場産品は他地方のものとの差別化が不十分なため競争力が高いとは言えず、これらの地域資源を活用するためにも、ブランド力向上が必要である。 少子高齢化による人手不足・後継者不足などの厳しい経営環境に対応するため、老朽化が進む設備について生産性の高い設備に切り替え、労働生産性を高める必要がある。 事業用地等登録制度による民有地の登録が進まない。 						
市民生活の目標像	地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られている						
取組方針	● 地場産業については他の製品との差別化・ブランド化により競争力の強化を図ることが求められることから、各種補助制度等による支援、地域ブランドの PR を図る。● 市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足などに対応するため、老朽化が進む設備を生産						

性の高い設備へ切り替え、労働生産性を高める事業への支援を行う。

● 企業誘致に当たっては、当市の歴史的背景や美しい景観、自然環境などに配慮するとともに、市内の既存農林商工業や観光産業と連携しながら、市産業全体の活性化を促せるような企業の誘致に向け、情報の収集と発信の充実化を図る。

分野: 1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部	まちづくり部		
施策番号	1 – 4	施策名	商業の振興		主担当課	商工振興課	
関連組織	観光まちづくり課						
分類	施策にかかる社会潮流				関連資料名(法律、条例、計画等)		
国の動向	小規模	事業者の事	業の持続的発展を支	商工会及び	商工会議所による小規模事業		
	商工会等	等が作成する	る支援計画のうち、小	者の支援に関	関する法律(平成 26 年及び		
			いて経済産業大臣な	令和元年改	正)		
10 o 51 d	組みを平成 26 年度から導入している。						
県の動向			長発展又は持続的乳		奈良県小規模企業振興基本条例(平成		
		尽 県小規模	企業進行基本条例」	を制定し(い	29 年 4 月 1 日施行) 		
	る。 IBの±±	づくりに思す		ジェカトについ	1月レ士町++ル	・のまたべどりに思えて連携や字	
			る力⋾にロ妖りるノロ. 重携協定を締結し、協		宗とい町利と	のまちづくりに関する連携協定	
			じの実現を図っている。				
市の動向			司で「経営発達支援		小規模事業		
			経営戦略に踏み込ん			(令和元年 11 月:認定申請	
	施できる。	ように進めて	いる。		中)		
	平成 29	年4月に桜	井市大神神社参道周	周辺地区まち	桜井市大神	神社参道周辺地区まちづくり	
	づくり基本	ト計画を策 定	定し、今後はその計画	に沿って、県	基本計画(平成 29 年 4 月策定)	
	と個別協	定を締結し	具体的に推し進めてい	١८,			
			設及び増設を促進す		桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する		
			ことにより、ホテル事業	美者の誘致を	条例(平成 	29年4月1日)	
	推進する		ᆠᆝᇶᄥᇊᇫᄴᆂᆂ	トタ たいーハ	±\\ ±± ±= ₹□=	ᄡᄼᇄᆠᆝᇃᄥᇊᄼᄴᄙᅑ	
				以条例に沿つ	桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致 条例(平成 24 年 4 月)		
現状		誘致を進め		振闘を図るた			
<i>-</i> 5€1∧	● 中小企業の経営安定・改善と商工業の振興を図るために、中小企業に対して融資対策事業を行うとともに、桜井市商工会の行う経営講習会等の事業に対して補助を行っている。						
	○ 商店街の賑わいづくりのため、商店街まちづくり活性化補助金制度を利用して商店街が開催するイ						
	ベント等に補助を行っている。						
	◆ 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めて行くにあたり、実際に事業を行うための						
	課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提						
	してい	くため、「大神	申神社参道周辺地区	まちづくり協議会	会」の設立を行	「い、各種事業を進めている。	
	15 11 1 5		也にホテルの誘致を行		_ /- / <+ !- //		
						に進めており、一部エリアについ	
 課題						ない状態となっている。 る中、市内小売業者の販売金	
示不足		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	コ减少が続き、消員も り、中小企業への支援			る中、川内小元未有の販元立	
					-	が増加し商店街としての魅力低	
			らり、まちづくりと連動し				
						施設誘致を計画しており、事業	
	手法と	しては民間	の資金、活力を活用し	、官民が一体	なとなって当事業	業の実現に向けた検討を進める	
	ことにな	よったため、ま	ちづくり会社等の立ち	上げの検討を	行っていく必要	がある。	
	● 中和幹線沿道大福地区は、一定規模の一体開発が条件とされているため、出店が進んでいない。						
市民生活の	1 1 344						
目標像	人が集ま	りにぎわい、	商業者が活気にあふれ	ている			

取組方針

- 商工会や生産者と継続的な意見交換を行い、質の高い情報共有と、活性化への取組を進める。
- 国・県の施策に関する情報提供を行い積極的な活用を促すとともに、地域の商業者をまとめ牽引するリーダーの育成、まちづくり事業と連動した空き店舗を活用した起業の支援や新たな公共ニーズへの対応、地産地消のきっかけをつくる各種地場産業のアンテナショップなど、市内の商業の活性化を支援し、多様な世代が楽しく快適に利用できる地域商業の振興を促す。
- 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行う為、まちづくり会社の立ち上げを目指し、さらに来訪者を 三輪のまちなかへも誘客するような仕掛けづくりを検討する。
- 中和幹線沿道大福地区の企業誘致活動を開始してから 8 年が経過しているが、今後、規制緩和 を前提に、用途地区や地区計画の変更も含め検討する。
- 市内でのホテル又は旅館の新設及び増設について奨励金の交付を行う。

分野:1. 桜井の個性を活かした活力あるまち 【産業】

				担当部 まちづくり部			
施策番号	1-5 施策名 雇用·労務対策の充実				主担当課	商工振興課	
関連組織	_						
分類		施策	にかかる社会潮流		関連資料名(法律、条例、計画等)		
国の動向	け入れ拡 び難民認	大に関する	解消するため、外国人労 基本方針を定め、出入[Eした。 マできる社会を実現し、働	出入国管理及び難民認定法(平成31年3月1日改正法施行) 働き方改革を推進するための関係法律の			
	ひとりがよ	り良い将来」を推進して	その展望を持てるようにす <i>。</i> ている。	るため「働	整備に関する法律(平成30年7月6日 公布)		
県の動向			局で「奈良県雇用対策協 策等の密接な連携を進め	·-· - -	「奈良県雇用対策協定」(平成 25 年 6 月締結) 「奈良県雇用対策協定に基づく事業計画」 (毎年策定)		
市の動向	市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足など に対応するため、ハローワーク等関系機関と連携し雇用 対策を行っている。 誘致条例に基づく指定企業に対し、市内在住者の雇 桜井市工場誘致条例(平成 24 年						
	用を促す	。この方向'	性に伴い企業への奨励金の3 つの条例がある。		月) 桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致 条例(平成 24年4月) 桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する 条例(平成 29年4月)		
現状	 ● ハローワークと連携し、就業情報や技能講習会等について、広報紙等により広く情報提供を行うとともに、就職面接会を開催している。 ● 新たな雇用の創出のため雇用対策協議会会員事業所と奈良県高等学校等進路指導研究協議会との意見交換会及び名刺交換会を実施している。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、地元住民の優先雇用の働きかけを行っている。 						
課題	 ● ハローワーク等関係機関と連携して雇用対策の充実を図り、更なる職場環境の改善や福利厚生の充実等を図る必要がある。 ● 有効求人倍率は求人が求職よりも多い売り手市場となっているが、職種のミスマッチや、市外の企業への就職等により、必ずしも桜井市での採用人数の増加にはつながっておらず、市内の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大の検討が必要である。 						
市民生活の 目標像	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる						
取組方針	 ● ハローワーク等関係機関の行う就業情報や技能講習会等について、広報紙等による周知とあわせポスターの掲示やパンフレットの配置等を行い、広く情報の提供を行うことで市民の就労を支援する。 ● 本市の労働状況など、各種統計調査の結果から現状と課題を把握し、地域の実情に合った労働行政に取り組む。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、地元住民の優先雇用の働きかけを行う。 						